

規 則

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十一号

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則（昭和四十八年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表二の項中「特別支援学校羽生ふじ高等学園」を「特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園及び入間わかくさ高等特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。